

○警察署間共助要綱の制定について

(平成6年10月24日例規第39号)

[沿革] 平成17年7月例規第16号、20年3月第25号、26年2月第4号、28年6月第20号改正

社会情勢の変化に伴う警察事象の広域化等に的確に対応し、かつ、警察運営の効率化を図るため、別記のとおり制定し、平成6年11月1日から実施することとしたので、実効の挙がるように努められたい。

なお、警察署間共助要綱の制定について(昭和36年2月1日付け務警第132号)は、廃止する。

別記

警察署間共助要綱

第1 目的

この要綱は、警察本部(以下「本部」という。)及び警察署間並びに警察署間の相互協力により、警察機能を総合的に発揮できる体制を確立するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 ブロックの構成等

- 1 警察署を3のブロックに編成する。
- 2 ブロックの名称及び構成警察署は、次のとおりとする。

(1) 第1ブロック

奈良、奈良西、生駒及び天理警察署

(2) 第2ブロック

郡山、西和、高田及び香芝警察署

(3) 第3ブロック

桜井、橿原、五條及び吉野警察署

- 3 ブロックに代表者を置き、奈良、高田、橿原警察署長をもって充てる。

第3 ブロック会議

- 1 ブロック内における警察署長の意見の交換、協議等を行うため、警察本部長(以下「本部長」という。)は、年1回以上、ブロック警察署長会議(以下「ブロック会議」という。)を開催する。
- 2 1にかかわらず、ブロック代表者は、ブロック内における警察署長の意見の交換、協議等を行うために必要と認めるときは、警務部総務課長(以下「総務課長」という。)を経由して本部長にブロック会議の開催を求めることができる。
- 3 ブロック会議には、本部長又は本部長が指定する部長若しくは首席監察官が出席

するものとする。

- 4 本部長は、ブロック会議を開催しようとするときは、総務課長をして、あらかじめブロック会議の日時、場所、議題等について、ブロック代表者及びブロック内の警察署長と調整させ、関係部課長等への必要な連絡調整を行わせ、及び当該結果を警務部長を経て報告させるものとする。
- 5 本部の所属長は、ブロック会議の議題等に応じ、必要な指導及び助言を行い、警察署間の共助体制の確立に協力しなければならない。
- 6 会議の記録は、開催地を管轄する警察署が作成し、ブロック代表者が保管する。
- 7 ブロック会議の運営が円滑に行われるよう、本部において必要な事務処理は、警務部総務課において行う。

#### 第4 隣接警察署間の相互協力等

- 1 警察署は、ブロックの内外を問わず、当該警察署の管轄区域に隣接する地域を管轄する警察署（以下「隣接警察署」という。）と相互に協力しなければならない。
- 2 警察署は、隣接警察署と資料、情報等を相互に交換するほか、各種警察活動等についても、可能な限り同調するものとする。

#### 第5 警察署間共助の成果等の反映

ブロック代表者は、警察署間の相互協力により相当の成果があったとき又はブロック会議の結果について必要と認めるときは、主管部長及び他のブロック代表者に報告又は通報し、警察施策への反映に努めなければならない。